

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十六号

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和五十八年聖籠町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「満十二歳」を「満十五歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。